

令和7年度（事業用）

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
全ての申請者が必要な書類		
1 申請時チェックリスト	☐	提出する書類全てのチェック欄にチェックがあること。 ※当チェックリストも提出が必須です。
2 助成金交付申請書（第1号様式） ※電子申請フォームへ入力	☐	作成日を記載すること。
	☐	申請者の住所、名称、代表者役職及び氏名が、本人確認書類の内容と一致していること。
	☐	記載項目、チェック項目に抜け漏れが無いこと。
3 誓約書（第2号様式） ※電子申請フォームへ入力	☐	誓約事項を一読し、該当項目にチェックを入れること。
4 事業実施計画書（第3号様式） ※電子申請フォームへ入力	☐	充電設備の所有者が申請者であること。
	☐	充電設備は次世代自動車振興センターが交付対象設備として承認したものであること。
	☐	充電設備の「メーカー名、型式、購入価格、基数」が請求書の内容と一致していること。
	☐	（A）国補助上限額が次世代自動車振興センターが定めている補助対象充電設備型式一覧表、または補助対象V2H充放電設備一覧の金額と一致していること。
	☐	（C）国補助額が国補助金の額確定通知書の確定額と一致していること。
	☐	申請する充電設備設置工事費の各金額が請求書の金額と一致していること。
5 助成事業に係る関係図	☐	公社HPに掲載している『助成事業に係る関係図（作成例）』を参照し提出すること。（フリーフォーマット可）
6 助成金振込口座確認資料	☐	金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が読み取れる内容であること。
	☐	※当座預金で通帳がない場合は、当座預金勘定証明表等の写しを提出すること。 ※インターネットバンキング等で通帳がない場合は、口座情報画面の写しを提出すること。
申請者確認書類 ※No.7～9のいずれか該当する書類を提出		
法人が申請者の場合		
7 会社謄本	☐	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書を提出すること。 ※管理組合法人の場合は履歴事項全部証明書を提出すること。
	☐	3か月以内に発行されたものであること。
	☐	登記情報提供サービスで取得したものではないこと。
個人事業主が申請者の場合		
8 身分証	☐	下記（1）～（6）のいずれかを提出すること。 ※住所の記載がない健康保険証や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認められません。
	☐	（1）運転免許証 ・両面が確認できるもの ・有効期限内のもの
	☐	（2）印鑑登録証明書 ・3か月以内に発行されたもの
	☐	（3）住民票の写し ・マイナンバーが記載されていないか黒塗りされてあるもの ・3か月以内に発行されたもの
	☐	（4）パスポート ・氏名と住所が確認できるもの ・有効期限内のもの ・令和2年2月3日以前に発行されたもの
	☐	（5）健康保険証 ・氏名と住所が確認できるもの ・有効期限内のもの

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧		チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
		☐	（6）住民基本台帳 ・氏名と住所が確認できるもの ・有効期限内のもの
非法人管理組合が申請者の場合			
9	理事会議事録等	☐	現在の代表者（理事長等）が選任されたことがわかるもの。
		☐	開催日（1年以内）、管理組合名、議事録承認の日付、議長及び議事録署名人の署名・捺印があること。
10	発注書または工事請負契約書	☐	発注者が申請者であり、申請者の押印があること。
		☐	発注日の記載があり、発注日が交付決定日以降であること。
		☐	充電設備のメーカー名、型式、数量が記載されていること。
		☐	設置場所の名称が記載されていること。
11	請求書 ※No.12との兼用不可	☐	助成対象経費の根拠となる請求書を提出。
		☐	発行日が発注書の発注日から領収書の発行日の間であること。
		☐	宛先が申請者であること。
		☐	発行者が発注書の請負者であること。
		☐	設置場所の住所または名称が記載されていること。
		☐	公社が認める支払方法（現金・銀行振込・小切手・手形）の記載があること。
		☐	充電設備の普及事業全額の請求書であること（助成対象外経費も含む）。
		☐	新築工事や改修工事に伴い助成対象設備を設置する場合、助成対象設備の工事のみに係る請求書を分離すること。
12	請求書の内訳書 ※公社HPに掲載のテンプレートを使用すること ※ファイル形式はExcelで提出すること ※No.11との兼用不可	☐	公社HPに掲載している『請求書内訳書テンプレート』を使用し作成すること。（Excel形式で提出）
		☐	公社HPに掲載している『【例】見積書内訳書』の記載方法に準拠していること。
		☐	根拠となる請求書の合計金額と内訳書の合計金額が一致すること。
		☐	「材工一式」等の簡略記載ではなく、部材費と労務費は分けて記載すること。 労務費は人工が記載されていること。
		☐	工事内容の仕様が記載されていること。
		☐	分電盤、ブレーカー、付帯設備等のメーカー名、型式、仕様が記載されていること。
		☐	配線、配管等の仕様が記載されていること。 配線、配管の数量は一式でも可。
		☐	値引き、端数調整などがある場合は、どの費用からであるか記載すること。
		☐	助成対象外となる費目が明示され、助成対象経費と助成対象外経費それぞれの合計金額が明記されていること。
		☐	新築工事や改修工事に伴い助成対象設備を設置する場合、助成対象設備の工事のみに係る請求書を分離すること。
13	領収書	☐	発行日が請求書の発行日から助成事業の終了日の間であること。
		☐	宛先が申請者であること。
		☐	発行者が発注先および請求元と一致していること。
		☐	設置場所の名称が記載されていること。
		☐	請求書の金額全額分の領収書を提出すること。
		☐	領収書の金額が請求書の金額を超える場合は、領収書の内訳を提出すること。

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧		チ ェ ッ ク 欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
14	国補助金の交付決定通知書	☐	宛先が申請者であること。
		☐	設置場所名称が申請の名称と一致していること。
		☐	交付決定に条件を付けられている場合は条件の内容について記されている書類を提出すること。
15	国補助金の額確定通知書	☐	宛先が申請者であること。
		☐	設置場所名称が申請の名称と一致していること。
16	要部写真	☐	手引き内【5.要部写真の提出資料一覧】の「施工後」に○がされている該当写真を提出すること。
		☐	障害物（駐車車両等）がないように撮影されていること。
		☐	充電スペース全体を写し、充電設備本体の設置が確認できること。
		☐	助成対象設備及び主要な配線・配管の設置状態が確認できること。
		☐	鮮明なカラー写真であること。
		☐	インターネット等で取得した写真ではないこと。
		☐	ファイル形式はJPG、PNG、JPEGまたはPDFにすること。
17	銘板写真	☐	助成対象機器全ての型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものであること。
		☐	鮮明なカラー写真であること。
		☐	ファイル形式はJPG、PNG、JPEGまたはPDFにすること。
		☐	受変電設備は銘板表示内容（①名称、②形式、③屋内・屋外用の別、④受電形式〔相，線式，電圧（kV）〕、⑤定格周波数（Hz）、⑥受電設備容量（kVA）、⑦定格遮断電流（kA）、⑧総質量（kg）、⑨製造業者名、⑩製造番号、⑪製造）を表示すること
18	助成対象設備の保証書	☐	メーカー発行のものであること。
		☐	銘板写真の型式、製造番号と照合できるものであること（保証書の製造番号は手書き可）。
		☐	設置場所の名称（助成事業の名称）、設置場所の住所が記載されていること。
		☐	保証開始日が助成事業の期間開始日から終了日の間であること。
		☐	課金デバイス、受変電設備、遠隔制御用エネルギーマネジメント設備で該当する申請がある場合も上記同様の保証書を提出すること。
		☐	代替書類として出荷証明書等を提出する場合も上記確認内容を満たすものであること。
19	完成設置場所見取図 ※公社HPに掲載の図面作成例を参照すること ※工事費を申請しない場合は提出不要	☐	公社HPに掲載している『図面作成例（設置場所見取図）』の記載内容を満たしていること。
		☐	設置場所の名称、図面名称（完成設置場所見取図）、作成者、作成日（助成事業の期間開始日以降の日付）の記載があること。
		☐	申請するものはカラーで示すこと。
		☐	A3サイズのカラーで表示されていること。
		☐	設置場所周辺の道路や建物等との位置関係がわかること。
		☐	充電スペースが赤枠等で示されていること。
		☐	道路から充電スペースへの出入口が記載されていること。
		☐	出入口に面する道路の名称を記載すること。 ※公共用は「公道」、非公共用は「道路」の記載でも可。
		☐	公共用の場合は、案内板の位置および公道に対する向きを示すこと。

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧		チェ ッ ク 欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
		☐	公共用の場合は、案内板の設置方法（ポール、壁付等）、仕様（片面／両面、寸法）、デザインを示すこと。 ※平面図に示しても可
20	完成平面図 ※公社HPに掲載の図面作成例を参照すること ※工事費を申請しない場合は提出不要	☐	公社HPに掲載している『図面作成例（平面図）』の記載内容を満たしていること。
		☐	設置場所の名称、図面名称（完成平面図）、作成者、作成日（助成事業の期間開始日以降の日付）、縮尺の記載があること。
		☐	申請するものはカラーで示すこと。
		☐	A3サイズのカラーで表示されていること。
		☐	充電スペースの位置、寸法（幅、奥行き）を示すこと。
		☐	既設の充電設備がある場合はその位置と既設の充電スペースを示すこと。
		☐	充電設備の位置と基礎設置の場合は基礎の寸法（幅・奥行き・高さ）を示すこと。
		☐	受変電設備設置工事費を申請する場合は、キュービクルの位置と基礎の寸法（幅・奥行き・高さ）を示すこと。
		☐	申請する付帯設備（防護用部材、ライン引き、路面標示等）の位置と仕様を示すこと。
		☐	充電設備の配線の接続先（開閉器盤、キュービクル又は引込取付点）を示すこと。
21	完成電気系統図 ※公社HPに掲載の図面作成例を参照すること ※工事費を申請しない場合は提出不要	☐	公社HPに掲載している『図面作成例（電気系統図）』の記載内容を満たしていること。
		☐	設置場所の名称、図面名称（完成電気系統図）、作成者、作成日（助成事業の期間開始日以降の日付）の記載があること。
		☐	申請するものはカラーで示すこと。
		☐	A3サイズのカラーで表示されていること。
		☐	電源元（電力会社との責任分界点）から充電設備までの電気系統を示すこと。
		☐	配電方法（例 1φ3W 100/200V）、受変電設備設置工事を申告する場合、高圧受電方法（例 3φ3W 6600V 50Hz）を示すこと。
		☐	充電設備の種類（急速充電設備・普通充電設備・充電コンセント等）、メーカー名、型式を示すこと。
		☐	受変電設備設置工事費を申請する場合、キュービクルのメーカー名、型式を示すこと。
		☐	電源元の仕様（受電元のキュービクル、分電盤、手元開閉器を図示し、盤名称を記載）を示すこと。
		☐	ブレーカーの仕様（例 ELB2P2E 20AF20AT）を示すこと。
22	完成配線ルート図 ※公社HPに掲載の図面作成例を参照すること ※工事費を申請しない場合は提出不要	☐	公社HPに掲載している『図面作成例（配線ルート図）』の記載内容を満たしていること。
		☐	設置場所の名称、図面名称（完成配線ルート図）、作成者、作成日（助成事業の期間開始日以降の日付）、縮尺の記載があること。
		☐	申請するものはカラーで示すこと。
		☐	A3サイズのカラーで表示されていること。
		☐	電源元から充電設備までの配線ルート、配線方法、配線・配管の種類と長さ（例 CV5.5-3C（10m）、E25（2m））を示すこと。 ※埋設の場合、埋設箇所の路面状況を記載すること ※受変電設備設置工事費を申請する場合、高圧受電点からキュービクルまでの配線も示すこと ※引込柱がある場合、引込柱の建柱仕様を記載すること
		☐	キュービクル、分電盤、充電設備の位置を記載すること。

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
	☐	申請する付帯設備（防護用部材、ライン引き、路面標示等）の位置と仕様を示すこと。
	☐	先行配管工事に該当する箇所は別のカラーで示すこと。
該当する場合に必要な書類		
既築の分譲マンションに設置する場合		
23 総会議事録等	☐	充電設備の設置が承認・決議された記載のある議事録であること。
	☐	マンション管理組合名、議事録承認の日付、議長及び議事録署名人の署名・捺印があること。※理事会議事録のみの提出では要件を満たしません。
受変電設備を申請する場合		
24 キュービクル仕様書	☐	準拠規格（例 JIS C4620キュービクル式高圧受電設備）
	☐	メーカー名、型名
	☐	使用条件（設置場所（例 屋内、屋外）、据置場所温度範囲、据置場所湿度範囲）
	☐	キュービクル内単線結線図、制御回路図
	☐	外観図（寸法/重量入り、正面図/上図面/側図面）、機器配置図、キュービクル基礎を示す図面
	☐	使用部品表（部品名、仕様、数量、メーカー、備考等）
	☐	配線仕様（回路の種類、電線被覆色、電線サイズ、電線種類）、これらを示す表
	☐	接地種別（例 A種、B種、C種、D種）、キュービクルへの接地端子取付方法
	☐	キャビネット鋼板厚さ
	☐	塗装仕様
	☐	電気的性能
	☐	銘板表示内容（①名称、②形式、③屋内・屋外用の別、④受電形式〔相、線式、電圧（kV）〕、⑤定格周波数（Hz）、⑥受電設備容量（kVA）、⑦定格遮断電流（kA）、⑧総質量（kg）、⑨製造業者名、⑩製造番号、⑪製造を表示すること）
	☐	スイッチ、表示灯の仕様
	☐	進相コンデンサ（含む直列リアクトル）を設置する場合は、その数値の根拠を示すこと。
	☐	耐震計算で決定したアンカーサイズ、本数
	☐	換気量計算で決定した結果（例 自然換気、強制換気（換気扇の仕様）
	☐	その他注意点の記載
25 単線結線図（申請するキュービクルの図面）	☐	設置場所の名称、図面名称（単線結線図）、作成者、作成日（本助成金の申請受付開始日以降の日付）を示すこと。
	☐	変圧器の容量等の仕様が記載されていること
	☐	ブレーカーの仕様（例 MCCB3P）及び容量（例 250AF/200AT）が記載されていること
	☐	変圧器やブレーカー以外の設備を設置する場合はその仕様が記載すること
26 増設、改修時は既設キュービクルの単線結線図	☐	設置場所の名称、キュービクルの単線結線図（施行前）を示すこと。
27 設置する充電設備のカタログ等	☐	設置する充電設備の受電容量と定格出力が記載されていること。
28 自家用電気工作物点検報告書等	☐	受変電設備（キュービクルを含む）の設置場所での検査が完了したことを示す資料で、日付、検査責任者の会社名、氏名の記載があること。

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
29 設置工事完了報告書	☐	受変電設備（キュービクルを含む）の設置工事が完了したことを示す資料で、日付、責任者の会社名、氏名の記載があること。
デマンド工事および課金デバイス工事を申請する場合		
30 設置する機器の仕様書	☐	メーカー名、型式、仕様が記載されていること。
遠隔制御用エネルギーマネジメント設備を申請する場合		
31 設備の仕様書	☐	メーカー名、型式が記載されていること。
	☐	オーブンプロトコルを用いたネットワーク通信を行うことが分かること。
利益等排除に該当する場合		
※手引きを参照し、以下より該当する書類を提出すること		
32 製造原価明細	☐	製造原価を証する書類かつ製造原価を証明する明細書
33 決算報告書	☐	調達先の直近年度の単独の決算報告書
34 持株比率資料	☐	持株比率が記載された資料（直近年度の単独の決算報告書等）
リース契約の場合		
35 リースの利用者（契約者）の本人確認書類	☐	※申請者確認書類に準ずる。申請者確認書類の項目を参照すること。
36 リース契約書およびリース計算書	☐	賃貸人、賃借人双方の署名捺印があり契約が締結されていること。
	☐	契約締結日が国補助金の交付決定日以降であること。
	☐	賃貸人が申請者であること。
	☐	賃借人がリースの利用者であること。
	☐	充電設備のメーカー名、型式、基数、製造番号またはシリアル番号、設置場所の名称が記載されていること。
	☐	リース料金の月額および総額が記載されていること。
	☐	リース期間が処分制限期間（5年間）以上であること。
	☐	（申請時）リース料金に国補助金相当額が充当（減額）されていること。
	☐	（審査後）リース料金に国補助金と都助成金相当額が充当（減額）されたリース契約書を提出すること。
月極駐車場に設置する場合		
37 月極駐車場の賃貸借契約書	☐	設置場所の名称および住所が記載されていること。
	☐	契約前の場合は賃貸借契約書の雛形を提出すること。
	☐	個人情報が含まれている場合は必要に応じてマスキングすること。
	☐	1箇月単位以上の契約（月額賃料等）であることが記載されていること。
時間貸し駐車場に設置する場合		
38 時間貸し駐車場であることを証する表示等	☐	時間貸し駐車場の名称（助成事業の名称）が表示されていること。
	☐	時間貸し駐車場の管理者名および連絡先が表示されていること。
	☐	時間単位での駐車料金が表示されていること。
	☐	時間貸し駐車場を利用する際の注意事項等が表示されていること。

事後申請（国補助金あり） 申請時チェックリスト別表第2

No. 提出書類一覧	チェック欄	確認内容 ※提出前に書類の内容に不備・不足がないか確認してください。 確認後、チェック欄にチェック（✓）を入れてください。
	☐	カラー写真であること。
	☐	ファイル形式はJPG、PNG、JPEGまたはPDFにすること。
機械式駐車場に設置する場合		
39 充電設備の設置及び運用方法について安全対策が取られていることを証する書類	☐	緊急停止機能等の事故予防措置が取られていることがわかること。
40 機械式駐車場の仕様書及び図面	☐	充電設備設置前後の仕様がわかる図面（単線結線図）等を提出すること。
個人宅と事務所等を兼ねている建物に設置する場合		
41 電力契約を証する書類（電力会社発行の請求書等）	☐	設置場所となる事務所と個人宅それぞれの電力契約書類を提出すること。
	☐	事務所等部分と個人宅で別々に契約していることが確認できること。
	☐	契約先が充電設備の設置場所であること。
42 建物の謄本	☐	設置場所建物の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を提出すること。
	☐	3か月以内に発行されたものであること。
	☐	登記情報提供サービスで取得したものではないこと。
法人が自宅と事務所等を兼ねている建物に設置する場合		
43 EVまたはPHVを所有しているか購入予定等を証する書類	☐	法人名義であること。
公道に設置する場合		
44 公的機関が発行した道路占用許可書 または道路使用許可書	☐	処分制限期間以上の道路の占用または使用が認められていること。
	☐	設置場所の住所が記載されていること。
	☐	道路を占用または使用する期間が記載されていること。
公社から提出を求められた場合		
45 その他公社が必要と認める書類	☐	公社から求められた内容の書類を提出すること。